

平成 29 年 10 月 22 日(日)

(第 47 号)

ワンネット通信
NPO ワンストップリーガルネット

発 信 者 理事長 大内田 治男
E-mail ouchidaoffice@kce.biglobe.ne.jp
電 話 0942-39-0926 FAX 0942-31-5336

「食と農について」

ワンネット賛助会員 脇田 秀喜

(6 次産業化プロデューサー)

食と農について、日ごろの思いをつづってみようと思います。

私は農業の専門家ではありませんが、この問題に関しては、10 年以上前から関心がありました。

食と農を取り巻く環境が厳しいのは周知の事実。

農に関しては、農業従事者の減少、後継者の減少、海外からの輸入などの外圧、農協問題、農業設備の経済的負担、農地法、温暖化による作物育成の障害などなど。

そして食を取り巻く環境は、安全安心への志向、スローフードへの関心、食生活の偏移、食の格差社会（子供食堂）などと変貌しています。

そのような中で見えてくるのが、農業の二つの方向ではないかと思うのです。

一つは施設園芸農業で、もう一つは自然農業。施設園芸は食物工場も含まれ、工業化農業と言っても過言ではないでしょう。

これを言い換えると、エネルギーを有効に使う農業（施設園芸農業）とエネルギーを使わない農業（自然農業）。このエネルギーは、お金と言い換えてもよいでしょう。

露地栽培では安定した収穫が得られなくなりつつありますので、プロの農家には不向きになるかもしれません。そのような中、施設園芸農業には、センサーやマイコンなどを使った I o T が似合うし、自然農業には博物学が似合う。この分野はどちらも、たくさんの情報を活用して A I 化することで、農業の損失リスクを少なくすることができるのではないかと考えます。ともに成長産業ではないでしょうか。

さらに言えば、農業技術の伝承や後継者育成には、I o E (注) + A I の利用が最適かもしれないと最近になって思うようになってきました。これなら、第四次産業革命に農業も含まれていいと思うのです。おもわざればくらし・・・でしょうか。

注：I o E (Internet of Everything) ⇒モノだけでなく人やサービスもインターネットにつなぐ。

●入会者の紹介

29 年 10 月 1 日付でお二人の賛助会員（陶山孝文さん、今村福次さん）が入会され、また 11 月 1 日付で 3 人の正会員（船津麻理央さん、原 信海さん、藏守麻里さん）が入会されます。心から歓迎いたします。ワンネットの会員数は 11 月 1 日現在で正会員 39 人、賛助会員 6 人の合計 45 人になります。

そして早速、入会のごあいさつをいただきました会員のご紹介をいたします。

すやま 陶山 孝文さん

この度、大内田先生のご紹介で入会の承認を頂き有難うございます。私は、昭和 36 年に明治乳業（株）に入社して 52 年間勤務（嘱託期間 10 年含む）して現在に至っています。

大内田先生とは友人の牛島顕さんを通じて知り合うことができました。牛島さんとは山人参生産、お茶の加工などを共にしていました。山人参茶は血管が若返る作用などがあり、健康増進の普及に努めていました。

近年、27 の特許の開発者、微生物分野の研究者、世界的農業指導者でもある愛知県の神谷成章先生との出会いがあり、身体に良い農産物作りを進めていきたいと思っています。昔は堆肥で農作物を育てていましたが、現在では化学肥料が主流になっております。今後は穀物を発酵させた肥料を使用し土壌改良、これからは土作りです。

生きる ～自分の命は自分で守る～

最後になりますが、今まで会社勤めで多くの方々にお世話になりましたので、少しでも社会に感謝をこめて貢献出来るようにしたいと思っております。みなさまのお指導ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

陶山 孝文

〒818-0104 太宰府市通古賀 5-1 4-5

TEL・FAX 092-921-1331

今村 福次さん

筑後市在住の行政書士の今村です。

先日から、農業・農村セミナーに数度参加させていただき、ありがとうございます。

また、この度大内田先生のご紹介により、正式に賛助会員として入会させていただくことになりました。今後の農業について、いろんな型でかかわりたくて参加、研鑽を積んで行く所存です。

今後ともよろしく願い申しあげます。簡単すぎて、すみません。

今村 福次

〒833-0002 筑後市大字前津 1820 番地

電話：0942-52-0791 FAX：0942-52-0793

E-mail：fy_imamura@khc.biglobe.ne.jp

原 ^{のぶみ} 信海さん

こんにちは。弁理士の原 信海（はら のぶみ）と申します。

ワンストップリーガルネットへは、久留米ロータリークラブで一緒させていただいております司法書士の藤島多賢先生のご紹介で参加させていただくことになりました。

さて、私は知的財産権に従事して 25 年以上になります。現在までの特許の取り扱い案件は、電気・機械～バイオ・食品・アグリ等まで広い範囲に亘っております。また、特許・実用新案・商標・意匠以外に、係争相談・鑑定等の事案につきましても対応させていただいております。

一方、昨年度は、日本弁理士会の農林水産委員会にて G I（地理的表示）につきまして勉強させていただき、また、種苗登録につきましても勉強中です。

以前より、街角啓蒙や街角相談などができればと考えておりましたが、このような機会を得ることができましたので、広くみなさまのお力になればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

原 信海（所長弁理士）

〒839-0801 久留米市宮ノ陣 4-29-11 久留米ビジネスプラザ 201 号

原 特許事務所

電話：0942-33-5836 FAX：0942-33-5856

Email：info@hara-pat.ptu.jp URL：<http://hara-patent.jp/>

船津 麻理央さん

この度、入会させて頂くことになりました、行政書士 八女支部 船津と申します。今年の 6 月に八女支部に入会したばかりで、まだまだ勉強の毎日です。

研修の際に大内田先生より是非見学にと誘われお邪魔したところ、みなさんの熱意に圧倒されました。私も相談に来られた方の不安を取り除く手助けができるよう、自分の得意分野を作っていこうと思います。今一番興味があるのは家族信託です。

みなさん、これからどうぞよろしくお願い致します。

船津 麻理央

〒834-0063 福岡県八女市本村 364-3

TEL 080-1707-9583 FAX 0943-22-5255

Email funatsu-0224@ae.auone-net.jp

●寄付の報告

このほど、ワンネットに対し寄付がありました。みなさんに報告し、お礼を申し上げます。ワンネットへの寄付は、「暮らしの無料相談会」などをきっかけに仕事を受注したとき、

受け取った報酬のおおむね 1 割を自主的に会に寄付しようという会員間の申し合わせに基づくもの。または賛助会員や会員外の方から会を応援してもらう場合などがあります。

ところでワンネットは今回、認定 NPO 法人になることができました。認定 NPO になれば、寄付をすると「税額控除」が受けられるようになるなど優遇税制が発生します。

ワンネットには、本年もすでに多くの方から寄付をいただいておりますが、優遇税制が受けられます。また、賛助会員会費も寄付と同様の取り扱いになります。現在、確定申告で提出する領収書＝「寄付金受領証明書」を作成しています。

そのような訳で、新年度分の寄付者、正会員・賛助会員会費を納めた人への領収書発行が遅れています。お詫びをこめてご報告します。

(敬称略、NO. は年度通し番号です)

NO	氏名	住所	金額	受領年月日	区分	内容
6	鹿子生 盈代	久留米市花畑 1 丁目	2,000 円	29 年 10 月 2 日	現金	事務受託
7	寺田 辰男	久留米市寺町	70,000 円	29 年 10 月 5 日	現金	事務受託
8	山浦 正敦	三潁郡大木町	15,500 円	29 年 10 月 15 日	現金	事務受託

●平成 29 年 10 月の無料相談会

紅葉を愛でる秋に入り、凌ぎやすさが増し、多数の相談者と相談員の参加者で、いつもどおりの盛況でした。

10 月 11 日(水) 10 時 30 分から 15 時まで「暮らしの無料相談会」、「成年後見センターみまもり処」を久留米市市民活動サポートセンター「みんくる」で開催しました。その後、引き続きの反省会も、杉野会員と森部会員の案内で、目新しい問題の紹介などがありました。

相談員としては、久留米公証役場の田村公証人と 20 人のワンネット会員(杉野、森部、大内田、栗林、鹿子生、立山、橋口、佐藤、松枝、古賀(信)、平野、平木、永田、森、後藤、古賀(隆)、寺田、田中、藤島、山浦)のみなさんと、さらに 2 人の見学者がありました。

相談に訪れた人は、28 人で相談件数は 28 件でした。相談内容は、遺言・相続 9 件、成年後見 2 件、離婚 1 件、その他 16 件(ストーカー、尊厳死宣言、遺産分割外の財産処分、NPO の認定取得、金銭トラブル、NPO 法人の名称使用、贈与 2 件、母親の財産管理、家屋の名義変更、相続税、父親の介護、連帯保証 2 件、出資金の返済、義母の宅地の処遇、まがい品の返品方法)で、そのうち継続しての相談は 6 件もありました。

次回の相談会は 11 月 8 日(水)で、寺田会員とつきほし労連が受付当番です。

10 月の公証業務相談は、10 月 18 日(水)に実施され、村上公証人と神野会員の担当で、「遺言」の相談が 1 件ありました。

次回の「公証業務相談」は 11 月 15 日(水)で、田村公証人と立山会員の担当です。よろしくお願ひします。

(大内田 治男)

●ワンネット理事会の報告

9月7日（木）の通常総会で、前年度決算と29年度事業計画・予算が可決されました。これを受け、「これからの会運営」を議題とするワンネット理事会を10月2日（月）14時から「みんくる」で開きました。主な内容についてまとめ、ご報告します。

① 入会者増加について

会員の増加が著しいです。入会者を受け入れるに当たって、執行部として常に「円滑な運営に参加し、市民の信頼に応える人」を期待しています。もとより、定款第7条会員の入会については、特に条件を定めず、同第2項（略）別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。と謳っています。

3年前の26年7月31日現在23人だったワンネットが、29年7月31日は39人。今も増加し続けています。多様なキャリアとスキルを持った会員が多く、それが5年連続増加する「暮らしの無料相談会」対応の受け皿にもなっています。

- ・多くの市民がいろいろな相談を抱えて相談会を訪れ、一人では解決できない案件も、みんなで力を合わせて解決を図る（設立当初からのコンセプト）。いろいろな相談を聴いて自分の勉強になる・・・とグループに参加している人は多い。
- ・相談会受付での的確な対応、2人1組での相談の受け方、会終了後の勉強会など、丁寧に謙虚に面接技法を磨きながら相談者に応えようとしています。
- ・しかし、市民の信頼がいつ壊れるか分かりません。いろいろなケースが考えられましようが、今の会と市民との好ましい関係を維持していくことは大事です。「入会については、現状でいいのか」「何かチェックが必要ではないか」。

ワンネットが貫いている公益性を会員相互で尊重し合う。そのためには、常に情報を共有し共通理解を図ること、そして一方で、何らかの入会時アクションの検討が改めて必要かもしれません。

このことについては、理事会で初めて取り上げ意見を交わしたもので、今後はすでに機能している他法人のチェックシステムなどを検討していくことにしました。

② グループ活動の充実

会員によるグループ活動の充実は、2年越しの問題提起ですが、簡単ではありません。集団的な自主活動は、組織を充実させ、地域に根差す事業を進めていくワンネットにとっては不可欠な展開です。今回の理事会では、各グループリーダーの考えを聞きながら、1歩前に行くにはどうしたらいいかを話し合いました。具体的な進め方として、「ワンネット通信」の紙面を活用し、グループリーダーによる活動報告などを受けながら充実に結んでいくことで集約しました。

③ 次期役員改選の件

ワンネットの役員は理事長はじめ 10 人の理事、2 人の監事の合計 12 人で、いずれも平成 30 年 10 月 30 日が任期です。ついては、この機会にみなさんと確認し、今後のことについて検討しましょうと提案しました。

ワンネットは、メイン事業の無料相談会の盛況、農業・農村セミナーを中心とするセミナー事業の好評など、順調な展開を続けています。また、本年 8 月 1 日には認定 N P O 法人の認定を受け、市民生活を支える組織として、より市民の負託に応えなければなりません。そのかじ取りをする執行部と役員人事です。任期は、すでに残り 1 年を切っています。これからのワンネットについて、会員一人ひとりが自分のこととして考えを整理してもらう“ご苦勞”をお願いします。

④ 「ワンネット通信」の寄稿文依頼について

「ワンネット通信」の巻頭は、会員の寄稿文で飾ってもらっています。また久留米公証役場の村上公証人と田村公証人からもご寄稿いただくなど、大変嬉しい思いです。

内部報の一方のねらいである相互交流としておなじみになったエッセイ。おかげさまで会員 40 人を一巡し 2 回目を依頼していくこととなります。しかし 2 回目になると、頼まれる方もちょっと書き辛いもの。そこで、テーマをいくつか用意し、記述のヒントにしてもらうことにしました。

テーマは、「私とワンネット」「地域に目を向けると」「最近、気に入っていること」「何でも、楽しい提案」など。これらをヒントに、日頃思っていることを主張していただきたい。また、外部の関係者や市民サポーターなどにも積極的にご投稿をお願いしていく予定です。

字数は 800 字程度。自分たちの機関誌をさらに盛り上げていただきたいです。

(栗林 武敏)

●県への書類提出

N P O 法人は、所轄庁の条例の定めるところにより、各事業年度 1 回、事業報告書等提出書を提出しなければなりません。提出する書類は、前年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前年度末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿です。また、認定 N P O 法人として役員報酬規程等提出書（法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類）の提出。そして今回は、定款変更に伴う定款変更届出書の提出が必要です。これらの書類を調整し、一括して 10 月 18 日、所轄庁である福岡県宛郵送しました。

審査のうえ受理されると、これらワンネットの情報は福岡県 N P O ・ボランティアセンターのホームページで閲覧に供せられます。

また、法人として資産の総額の変更登記をする必要があり 10 月 7 日、福岡法務局に申請書を提出しています。



「家族信託」という初めてのテーマで開催した内部研修に、会員内外から大勢の受講者が参加しました。
(10月13日、みんくる)

●盛況、ワンネット研修会「家族信託」

ワンネット内部研修会を10月13日(金)14時よりサポートセンターみんくるで開催しました。テーマは「家族信託」。講師はワンネット会員で行政書士の佐藤 賢太さん。第45号の「ワンネット通信」の寄稿文でアピールしたのがきっかけで開催に至ったもの。研修会には、ワンネット会員だけでなく行政書士会などから出席があり、合計22人。講師のプロジェクターを使った講話に熱心に耳を傾けました。

家族(民事)信託は、新しい財産管理・資産継承の方法ですが、多くのみなさんにはなじみが薄く、「どんなものが一度聞いてみたい」と反響があったことから、急ぎよ勉強会を企画しました。信託法から見た民事信託を学問として高め、財産管理の実践に確立した内容で、これから市民に活用されていくと期待されます。受講者のアンケートでは、本日のセミナーは「よかった」が16人と好評で、5人の回答者から「信託に興味を持った。勉強したい」との書き込みがありました。

●藤島会員、久留米法人会支部で講話

ワンネット会員で司法書士藤島 多賢さんが、10月20日(金)15時30分から三潯生涯学習センター(三潯町)で講話をされました。久留米法人会の第7支部・城島三潯支部主催合同研修会で、演題は「相続について」。約100人が受講しました。

長い歴史を持つ全国法人会は、地元の中小企業や個人経営者などが会員。「税務研修会」といった経営と税金に関する勉強会や経営者の自己啓発を目的とした講演会などを行っており、地域振興のオピニオンリーダーを目指し、久留米法人会もまた同様です。

今回の研修会の講師については、法人会本部から市行政に話があり、市は「活発に活動しているワンネットからどうですか」という要請があったもので、うれしいオファーです。講師も即「藤島多賢会員に」と決定。テーマは、支部会員のニーズを踏まえて「相続について」になりました。

研修会の翌日、藤島講師に電話で伺った感想は次のようでした。

冒頭、ワンネットのパンフレットを渡してPR。「代表として派遣されました。ワンネットには多彩なキャリアの人たちが参加し、いかがわしいNPOではありません。毎月1回無料相談会を開催していますが、ここに公証人が加わっておられ、これは全国的にも類を見ないことです」「一生懸命に努めますが、今日の講話では恐らく満足してもらえないでしょう。それは、一人ひとりの内容、考え方が違うからです。私たちの相談会においていろいろな専門家と関わる中で、自分の将来の選択肢を広げ、その中から自分に合ったものを見つけていくことが大切です」……。藤島講師の熱い話しぶりが伺えました。お疲れさまでした。

●「参加してください」～ホームページ作成の初会合～

ワンネットのホームページをスタートさせるための初会議を10月25日（水）15時から大内田事務所内で開きます。これは広報・研修グループの第1回会合でもあります。

ワンネットはこの8月1日、認定NPO法人に認定されました。地域社会に根差した事業活動などの厳しい審査をクリアしたわけですが、問題はこれから。今以上に厳正な運営が求められます。

ホームページは、ワンネットと市民をつなぐ接点。相談者やユーザーへの情報を提供する一方で、市民ニーズの汲み取りが可能。開かれた会運営の役目としての期待は大きい。そのためには、しっかりとした踏み出しが大事で、広報に関心のある会員などの積極的な参加を期待しています。

「市民いきいきセミナー」

今回は、公証役場・公証人の仕事に焦点を充てます。

と き	29年12月19日（火）14時～16時
と ころ	えーるピア久留米研修室
講 師	久留米公証役場 公証人 田村 隆平 氏
講 話	老後を安心して過ごすために 「遺言・任意後見・尊厳死宣言」

寄付金控除よもやま話 その2

監事 平野 英二郎

寄付金の概要および計算体系のまとめ

5万円寄付 寄付金の 支払	確定申告すると	A.Bは選択可 多くの場合Bが有利 減税額	
	所得税	A 所得控除	4,800
	住民税	B 税額控除	19,200
		税額控除	4,800

↓

認定NPO法人

5万円寄付すると、
24,000円(所得税19,200円+住民税4,800円)減税

		寄付金ゼロ		寄付金5万円	寄付金5万円
		所得税	通常	A	B
				所得控除	税額控除
(1)	①	給与金額	5,000,000	5,000,000	5,000,000
(2)	②	給与所得控除	1,540,000	1,540,000	1,540,000
	③	基礎・扶養控除(注1)	1,140,000	1,140,000	1,140,000
	④	寄付金控除(注2)	0	48,000	0
	⑤	所得控除額計 ②+③+④	2,680,000	2,728,000	2,680,000
	⑥	課税所得 ①-⑤	2,320,000	2,272,000	2,320,000
(3)		税率	10%	10%	10%
		税額(⑥×10%-97,500)	134,500	129,700	134,500
	税額控除	寄付金控除(注3)	0	0	19,200
(4)	⑦	実際の納税額	134,500	129,700	115,300
	⑧	所得税 減税額	0	4,800	19,200
	⑨	住民税 減税額	0	4,800	4,800
	⑩	減税合計額 ⑦+⑧	0	9,600	24,000

(注1) 基礎控除38万+配偶者控除38万+扶養控除38万 (あくまで一例としての金額)

(注2) 50,000円-2,000円=48,000円 (所得控除としての寄付金控除額)

(注3) (50,000円-2,000円)×40%=19,200円 (税額控除としての寄付金控除額)

寄付金控除のしくみ

今回は、個人の方が認定 NPO 法人に寄付した場合に限定して説明しています。

一般的な所得税額の計算は、おおむね以下のとおりです。

所得税額 = {(1) 収入金額 - (2) 所得控除額} × (3) 所得税率 - (4) 税額控除額

ここでは寄付金を支払った際の税額の変化について、例題を使って計算してみます。

例題 夫：年収 500 万円、妻：年収 100 万円、実母を扶養、小学生の子供 2 人

この夫が認定 NPO 法人に 5 万円の寄付をしたとき、税額等はどうかのでしょうか。

具体的な計算例は、通常の寄付ゼロの場合、A 寄付金を「所得控除」とする場合、B 寄付金を「税額控除」とする場合で計算しています。

「寄付ゼロ」通常の場合

(1) 年収 5,000,000 円 (通常①)

(2) 所得控除額 (給与所得控除 + 基礎控除 + 扶養控除) 2,680,000 円 (通常⑤)

(1) - (2) = 「課税対象となる所得」は 2,320,000 円 (通常⑥)

(3) 所得税率をかけて (計算式 課税所得 × 10% - 97,500 円)

$$2,320,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円} = 134,500 \text{ 円}$$

(4) 税額控除を引く 134,500 円 - 0 円 = 134,500 円 (通常⑦) が実際の納税額

A 「所得控除」の場合

寄附金控除額 50,000 円 - 2,000 円 = 48,000 円 が、所得控除に算入。

(1) 年収 5,000,000 円 (A①)

(2) 所得控除額 (給与所得控除 + 基礎控除 + 扶養控除) 2,680,000 円

ここに寄付金控除 48,000 円参入！！

$$2,680,000 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 2,728,000 \text{ 円 (A⑤)}$$

(1) - (2) = 「課税対象となる所得」は 2,272,000 円 (A⑥)

(3) 所得税率をかけて (計算式 課税所得 × 10% - 97,500 円)

$$2,272,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円} = 129,700 \text{ 円}$$

(4) 税額控除を引く

$$129,700 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 129,700 \text{ 円 (A⑦) が実際の所得税額}$$

B 「税額控除」の場合

税額控除額 (50,000 円 - 2,000 円) × 40% = 19,200 円 を税額から控除。

※税額控除額は「その年の所得税額の 25%」を限度額とする。

(1) 年収 5,000,000 円 (B①)

(2) 所得控除額 (給与所得控除 + 基礎控除 + 扶養控除) 2,680,000 円 (B⑤)

(1) - (2) = 「課税対象となる所得」は 2,320,000 円 (B⑥)

(3) 所得税率をかけて (計算式 課税所得 × 10% - 97,500 円)

2,320,000 円×10%-97,500 円 =134,500 円

(4) 税額控除を引く ここに 19,200 円算入！！

134,500 円 -19,200 円 = 115,300 円 (B⑦) が実際の所得税額

また、寄付金控除は厳密に言えば、所得税からの控除と住民税の控除のふたつがあり、多くの自治体で住民税からも「寄付金額 (-2 千円)」の最大 10%の金額の税額控除を受けることができます。(都道府県民税 4%・市町村住民税 6%)

結論

今回の計算例では NPO 法人に 5 万円寄付した場合、税額控除を適用すると所得税 19,200 円 (B⑧)、住民税 4,800 円 (B⑨) 合計で 24,000 円 (B⑩) 税金が少なくなります。以上の説明を一覧に示した表と突合して、各自ご確認ください。

第 13 回 在住外国人によるパネルディスカッション



- と き 平成 29 年 11 月 19 日 (日) 14 時~16 時
ところ えーるピア久留米 視聴覚ホール
パネリスト 中国、イラン、ネパール、フィリピン出身で、帰化して日本人になった 4 人のみなさん
テーマ 私はなぜ「日本人」になったか -日本国籍を選択した元外国人-

帰化とは、本人の希望により、他国の国籍を取得し、その国の国民になるということです。日本の場合、在住 5 年以上、小学 3 年程度の読み書きができる、生活力があり、素行、憲法遵守などの条件があります。多くの方は、「永住者」の在留資格を経て日本に帰化した人たちで、それぞれに物語をもって帰化を決断します。「なぜ日本人になったの」・・・コーディネーターの岩坂浩子さん、総合司会の仲家淳彦会員が、会場のみなさんと一緒に「真髓」に迫ります。

次回「ワンネット通信」は 11 月 26 日 (日) の発行を予定しています。
みなさまからのお気軽なご寄稿、ご意見・ご感想をお待ちしております。